

定期報告の対象となる建築物（建築基準法施行細則第 9 条で定める建築物）

対象用途(※ 1)	対象規模（下記のいずれかに該当するもの）	報告時期
病院 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ホテル 旅館	①300 平方メートルを超えるもの ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 ㎡超～200 ㎡以下、かつ、階数 3 以上のもので、 その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの	【令和 9 年度】 令和 9 年 4 月 1 日を始期として翌年の 3 月 31 日までとし、以後は前回報告した日から 3 年を超えない日まで
学校（幼稚園を除く。）	①2,000 平方メートルを超えるもの ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 ㎡超～200 ㎡以下、かつ、階数 3 以上のもので、 その用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの	【令和 7 年度】 令和 7 年 4 月 1 日を始期として翌年の 3 月 31 日までとし、以後は前回報告した日から 3 年を超えない日まで
体育館 博物館 美術館 図書館 ボウリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場	③100 ㎡超～200 ㎡以下、かつ、階数 3 以上のもので、 その用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの	
児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。） 共同住宅又は寄宿舍（認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用途に限る。）	①300 平方メートルを超えるもの ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 ㎡超～200 ㎡以下、かつ、階数 3 以上のもので、 その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの	
幼稚園	①300 平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。） ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 ㎡超～200 ㎡以下、かつ、階数 3 以上のもので、 その用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの	

保育所	①300 平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。） ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 m²超～200 m²以下、かつ、階数 3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの	
劇場 映画館 演芸場	①200 平方メートルを超えるもの ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 m²超～200 m²以下、かつ、階数 3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの ④100 m²超～200 m²以下、かつ、階数 3 以上のもので、主階が 1 階にないもの	【令和 8 年度】 令和 8 年 4 月 1 日を始期として翌年の 3 月 31 日までとし、以後は前回報告した日から 3 年を超えない日まで
観覧場 公会堂 集会場	①200 平方メートルを超えるもの ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 m²超～200 m²以下、かつ、階数 3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの	
百貨店 マーケット 物品販売業を営む店舗	①1,000 平方メートルを超えるもの ②その用途が 3 階以上の階にあるもの ③100 m²超～200 m²以下、かつ、階数 3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの	
キャバレー カフェー ナイトクラブ バー ダンスホール 遊技場 待合 料理店 飲食店 公衆浴場（個室付浴場に係るものに限る。）	①300 平方メートルを超え、かつ、その用途が 3 階以上の階にあるもの ②100 m²超～200 m²以下、かつ、階数 3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの	